

堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成3年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「100分の102.5超100分の107.5」を「100分の107.5超100分の112.5」に、「100分の122.5超100分の132.5」を「100分の127.5超100分の137.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第21条第1項第1号中「100分の48.75超100分の51.25」を「100分の51.25超100分の53.75」に、「100分の58.75超100分の63.75」を「100分の61.25超100分の66.25」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

(堺市現業職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 堺市現業職員の給与等に関する規則(平成18年規則第88号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

(堺市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第3条 堺市職員の初任給調整手当に関する規則(平成18年規則第90号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

別表第3を次のように改める。

(次のよう 別記)

(地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則(令和5年規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「245,300円」を「248,900円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第2条の規定による改正後の堺市現業職員の給与等に関する規則（以下「改正後の現業規則」という。）別表第1の規定、第3条の規定による改正後の堺市職員の初任給調整手当に関する規則別表第1及び別表第3の規定並びに第4条の規定による改正後の地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（以下「改正後の整備規則」という。）附則第8項の規定 令和6年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第20条及び第21条の規定 令和6年12月1日

（給与の内払）

3 改正後の現業規則又は改正後の整備規則の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の堺市現業職員の給与等に関する規則又は第4条の規定による改正前の地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の現業規則又は改正後の整備規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

(単位 円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
1	151,600	228,100	278,400
2	152,700	229,100	279,400
3	153,800	230,200	280,600
4	155,000	231,300	281,500
5	156,200	232,500	282,900
6	157,400	233,800	283,800
7	158,600	235,100	284,900
8	159,800	236,400	285,800
9	161,000	237,700	287,200
10	162,200	239,100	288,200
11	163,400	240,500	289,600
12	164,500	241,900	290,500
13	165,700	243,100	291,600
14	166,900	244,500	292,800
15	168,100	245,800	293,800
16	169,400	247,200	294,900
17	170,600	248,600	296,200
18	171,900	249,800	297,300
19	173,300	250,800	298,600
20	174,700	251,800	299,700
21	176,100	252,900	301,100
22	177,500	253,800	301,600

23	178,900	254,600	302,800
24	180,300	255,700	304,000
25	181,800	256,600	305,500
26	183,100	257,800	306,400
27	184,400	258,600	307,300
28	185,800	259,200	308,500
29	187,100	260,200	309,600
30	188,400	261,300	310,800
31	189,700	262,500	312,100
32	191,100	263,700	313,100
33	192,500	264,700	314,000
34	193,900	265,800	315,100
35	195,200	266,900	316,500
36	196,800	268,100	317,700
37	198,300	269,400	318,900
38	199,800	270,500	320,100
39	201,300	271,600	321,300
40	202,800	272,700	322,400
41	204,300	273,700	323,600
42	205,700	274,900	324,600
43	206,900	276,100	325,800
44	208,100	277,300	326,600
45	209,300	278,300	327,700
46	210,400	279,100	328,700
47	211,600	280,000	329,500
48	212,700	280,900	330,600

49	213,800	282,100	331,600
50	214,800	282,900	332,200
51	215,800	283,900	333,000
52	216,800	284,800	333,700
53	217,800	285,900	334,500
54	218,700	287,000	335,100
55	219,700	288,000	335,800
56	220,600	289,100	336,400
57	221,500	290,000	336,900
58	222,400	291,100	337,400
59	223,200	292,100	338,100
60	224,100	293,000	338,700
61	225,000	293,700	339,100
62	225,800	294,500	339,600
63	226,700	295,400	340,300
64	227,500	296,200	341,000
65	228,300	297,100	341,700
66	229,100	298,000	342,400
67	229,800	298,700	343,200
68	230,500	299,400	343,900
69	231,200	300,000	344,600
70	231,900	300,600	345,300
71	232,500	301,300	346,000
72	233,100	302,000	346,600
73	233,600	302,600	347,300
74	234,100	303,200	347,800

75	234,600	303,700	348,400
76	235,100	304,300	348,700
77	235,600	304,800	349,200
78	236,100	305,300	349,600
79	236,600	305,600	350,000
80	237,100	306,100	350,400
81	237,700	306,500	350,800
82	238,200	307,000	351,200
83	238,600	307,400	351,600
84	239,000	307,800	351,900
85	239,500	308,200	352,200
86	239,900	308,400	352,500
87	240,200	308,900	352,800
88	240,500	309,400	353,000
89	240,900	309,700	353,300
90	241,100	310,100	353,600
91	241,400	310,500	353,900
92	241,800	310,800	354,100
93	242,100	311,100	354,300
94	242,400	311,500	354,600
95	242,700	311,900	354,800
96	243,000	312,200	355,100
97	243,300	312,600	355,400
98	243,600	313,000	355,700
99	244,100	313,300	356,000
100	244,400	313,400	356,300

101	244,700	313,600	356,600
102	245,000	313,800	
103	245,200	314,100	
104	245,500	314,300	
105	245,700	314,600	
106	246,000	314,900	
107	246,300	315,100	
108	246,600	315,400	
109	247,000	315,700	
110	247,300	315,900	
111	247,600	316,200	
112	247,900	316,500	
113	248,200	316,700	
114	248,500	316,900	
115	248,800	317,200	
116	249,100	317,400	
117	249,400	317,700	
118	249,800	318,000	
119	250,200	318,300	
120	250,600	318,600	
121	251,000	318,800	
122		319,100	
123		319,400	
124		319,800	
125		320,000	
126		320,200	

1 2 7	3 2 0, 5 0 0
1 2 8	3 2 0, 9 0 0
1 2 9	3 2 1, 1 0 0
1 3 0	3 2 1, 4 0 0
1 3 1	3 2 1, 8 0 0
1 3 2	3 2 2, 2 0 0
1 3 3	3 2 2, 4 0 0

備考 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、248,900円を基準額とし、当該基準額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

別表第1 (第3条関係)

(単位 円)

期間の区分	月額
1年以上2年未満	310,000
2年以上3年未満	310,000
3年以上4年未満	310,000
4年以上5年未満	310,000
5年以上6年未満	310,000
6年以上7年未満	310,000
7年以上8年未満	310,000
8年以上9年未満	310,000
9年以上10年未満	310,000
10年以上11年未満	310,000
11年以上12年未満	310,000
12年以上13年未満	310,000
13年以上14年未満	310,000
14年以上15年未満	310,000
15年以上16年未満	310,000
16年以上17年未満	310,000
17年以上18年未満	310,000
18年以上19年未満	310,000
19年以上20年未満	310,000
20年以上21年未満	310,000
21年以上22年未満	306,700
22年以上23年未満	303,400
23年以上24年未満	300,100
24年以上25年未満	296,800
25年以上26年未満	293,500

26年以上27年未滿	281,500
27年以上28年未滿	268,000
28年以上29年未滿	254,500
29年以上30年未滿	241,000
30年以上31年未滿	227,500
31年以上32年未滿	210,500
32年以上33年未滿	193,500
33年以上34年未滿	176,500
34年以上35年未滿	159,500
35年以上36年未滿	142,000
36年以上37年未滿	124,500
37年以上38年未滿	107,000
38年以上39年未滿	87,000
39年以上	67,000

別表第3 (第3条関係)

(単位 円)

期間の区分	月額
1年以上2年未満	36,000
2年以上3年未満	34,000
3年以上4年未満	32,000
4年以上5年未満	30,000
5年以上6年未満	28,000
6年以上7年未満	26,000
7年以上8年未満	24,000
8年以上9年未満	22,000
9年以上10年未満	20,000
10年以上11年未満	18,000
11年以上12年未満	15,000
12年以上13年未満	12,000
13年以上14年未満	9,000
14年以上15年未満	6,000
15年以上16年未満	3,000